

## 資格要件審査表(停止処分者講習等業務委託)

追番	資格要件	確認資料等
1	道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。	○ 提出書類(いずれか1つ) ・ 定款 ・ 寄付行為 ・ 法人登記事項証明書 ・ 会則等これらに準ずる書類
2	会社更生法に基づき更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立て、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法による和議開始の申立てをしていないこと。	○ 提出書類 ・ 左記事項に該当しない旨の誓約書
3	委託事務を行う事務所を福岡県内に有していること。	○ 提出書類 ・ 事務所を有することを証明する書類
4	役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)について、次のいずれにも該当するものでないこと。 (1) 破産者で復権を得ないもの (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (6) 心身の故障により委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (7) 過去2年以内に次の違反行為をしたことのある者 いわゆるひき逃げ、酒酔い・酒気帯び運転、飲酒運転に関し車両を提供する行為、酒類を提供する行為及び依頼・要求して同乗する行為、麻薬等運転、無免許運転、自動車使用制限命令違反、及び下記の交通違反の下命・容認 ○ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車	○ 提出書類 ・ 氏名、生年月日及び住所記載の役員名簿 ・ 役員の運転記録証明書 ・ 左記事項に該当しない旨の誓約書
5	それぞれ次の要件を満たす者を履行場所ごとに必要人数配置できること。 (1) 25歳以上の者であること。 (2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(運転免許の効力が停止されている者を除く。)であること。 (3) 運転適性指導(道路交通法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。)に従事した経験がおおむね1年以上の者。 (4) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及	○ 提出書類 ・ 誓約書

	<p>び知識に関する審査に合格し、又は講習における指導に必要な技能及び知識に関する自動車安全運転センターが実施する以下の講習を終了した者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新任運転適性指導員研修</li> <li>○ 運転適性講習指導員研修</li> <li>○ 違反者・停止処分者講習指導員研修</li> </ul>	
6	<p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の措置を講じる旨の誓約書</li> </ul> </li> </ul>

## 誓約書

当法人は、

1 次に該当することを誓約します。

会社更生法に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立て、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法による和議開始の申立てをしていないこと。

2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）について、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(3) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(6) 心身の故障により委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(7) 過去2年以内に次の違反行為をしたことのある者

いわゆるひき逃げ、酒酔い・酒気帯び運転、飲酒運転に関し車両を提供する行為、酒類を提供する行為及び依頼・要求して同乗する行為、麻薬等運転、無免許運転、自動車使用制限命令違反、及び下記の交通違反の下命・容認

○ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車

3 次の要件を満たす者を配置できることを誓約します。

(1) 25歳以上の者であること。

(2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力が停止されている者を除く。）であること。

(3) 運転適性指導（道路交通法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。）に従事した経験がおおむね1年以上の者。

(4) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は講習における指導に必要な技能及び知識に関する自動車安全運転センターが実施する以下の講習を終了した者。

○ 新任運転適性指導員研修

○ 運転適性講習指導員研修

○ 違反者・停止処分者講習指導員研修

4 次の要件を履行することを誓約します。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられていること

会計課長 殿

令和 年 月 日

申請者所在地

申請者名

代表者氏名

印